

群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会医療事故調査専門委員会内規

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成17. 10. 11
平成20. 9. 9 平成24. 4. 10
平成26. 4. 1 平成26. 12. 9
平成27. 12. 8 令和 2. 4. 1

(設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）規程第9条の規定に基づき、医療事故等の事実関係を確認し、その対応策等を審議するため、群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会医療事故調査専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療事故等事実関係の調査に関する事。
- (2) 背景要因分析、再発防止に関する事。
- (3) 応急処置の適否の確認に関する事。
- (4) 患者及び家族への説明に関する事。
- (5) 医療事故等の届け出および公表に関する事。
- (6) 医療法に基づく医療事故に関する事。
- (7) その他医療事故等に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長(医療安全管理責任者)
- (2) 医療の質・安全管理部長
- (3) 看護部長
- (4) 医療の質・安全管理部GRMのうち医療の質・安全管理部長が指名する者 2名以内
- (5) その他副病院長(医療安全管理責任者)が必要と認める者 若干人

2 なお、医療法に基づく医療事故調査制度に関する委員会については、別に定める申合せによるものとする。

(任期)

第4条 前条第5号のうち、副病院長(医療安全管理責任者)が認める院内の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、院外の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を安全管理委員会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、安全管理委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則
この内規は、平成24年4月10日から施行する。

附 則
この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成26年12月9日から施行する。

附 則
この内規は、平成27年12月8日から施行する。

附 則
この内規は、令和2年4月1日から施行する。